

番号	問い合わせ内容	回答
1	災害活動実績について 災害活動実績の評価において、運用ガイドラインでは除雪が評価されておりますが、雪害対応要請における事前通行止め実施や雪害対応要請における事前通行止め待機は評価されると考えてよろしいでしょうか。	災害活動実績の評価において、「雪害対応要請における事前通行止め実施や雪害対応要請における事前通行止め待機」も評価対象となります。 なお、要請書、協定書、契約書等の写し、もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等の参加実績証明書の写し（活動内容、活動場所、活動日が確認できる資料）を必ず添付して下さい。
2	技術提案評価型S型（段階選抜方式）の企業の能力等 その他項目の鋼橋上部工事での配点について WLB推進企業の配点が0.5点で労務費見積り尊重宣言が評価項目ではないため、合計4.5点となります。したがって、企業の能力等の満点が14.5点となる認識で間違いないでしょうか。 または他の項目で配点が調整され、満点15点となるのでしょうか。 満点15点となる場合の配点についてご教示願います。	技術提案評価型：S型（WTO）段階的選抜方式の企業の能力等 その他項目の鋼橋上部工事での配点は、ご認識のとおり、WLB推進企業の配点が0.5点で労務費見積り尊重宣言が評価項目ではないため、合計4.5点となります。したがって、企業の能力等の満点が14.5点となります。 なお、評価項目と配点は、発注される工事の入札説明書を必ずご確認ください。
3	新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用について P64の（13）新しい担い手（現場代理人・担当技術者）技術者の活用 に監理（主任）技術者と兼任する場合は評価しない。（現場代理人）と、書いてあるが「監理技術補佐」も該当しますか。 また、「現場代理人」と「監理技術補佐」を兼任する場合も該当しますか。	「監理（主任）技術者と兼任する場合は評価しない。（現場代理人）」に「監理技術者補佐」との兼任は該当しません。 したがって、「現場代理人」と「監理技術者補佐」を兼任する場合は評価対象となります。